

八代市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

令和3年2月12日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	古	嶋	津	義

定期監査結果に対する
措置状況報告書
(令和3年2月)

八代市監査委員

目 次

措置状況報告書

【平成29年度実施分】

- ◆ 土木課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【平成30年度実施分】

- ◆ フードバレー推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【令和元年度実施分】

- ◆ 環境課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◆ 環境センター管理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ 市民活動政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 建設政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ◆ 土木課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ◆ 都市整備課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ◆ 教育政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ◆ 学校教育課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

【令和2年度実施分】

- ◆ 坂本支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ◆ 千丁支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ◆ 鏡支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ◆ 泉支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ◆ 議会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ◆ 下水道建設課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ◆ 水道局・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

八市土第 2661-1号
令和3年1月18日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 建設部 土木課

監査対象年度 平成28年度

監査実施期間 平成29年 9月19日 ～ 平成29年10月18日

指摘事項	① 道路占用料等の歳入事務において、調定の計上時期及び納入通知が遅れ、収入未済となっているものがあった。 このことについては、平成27年度定期監査で、同様の指摘を行っていたが、十分な改善がみられなかった。 道路占用料等の調定手続き及び歳入金の収納管理については、八代市道路占用料に関する条例、八代市会計規則等に基づき、調定の計上及び納入通知を適切な時期に行うとともに、収入状況の確認を定期的に行い、収入未済の解消に努めていただきたい。 歳入事務については、担当職員だけでなく、管理監督者においても状況を把握し、適正な事務が行われるよう指導監督を行っていただきたい。
改善内容	道路占用料等の調定手続きについて、令和2年度においては、更新の一括調定分（道路占用料、法定外公共物占用料、港湾占用料、港湾使用料）を4月1日付けで調定を計上し、早期に納入通知を行うよう改善しました。 収入未済になっていたものについては、過年度分をリストアップし、電話による連絡、または可能なところは訪問し、長期滞納者の解消を図り、過年度分の占用料等の滞納を全て解消しました。 収入状況の確認については、2か月ごとに収入整理簿を課長まで回覧し、担当職員だけでなく、管理監督者においても状況を把握し、収入未済の解消を行いました。（令和2年度において、過年度分の道路占用料・法定外公共物占用料・港湾占用料・港湾使用料の滞納はありません。） 今後は、道路占用料等の調定手続き及び歳入金の収納管理について、八代市道路占用料に関する条例、八代市会計規則等に基づき、関係事業所との確認作業の時期等を再検討し、適切な時期に調定の計上及び納入通知を行うよう努めてまいります。また、収入状況の確認も定期的に行い、収入未済の解消に努めてまいります。 歳入事務については、担当職員だけでなく、管理監督者も状況を把握し、適正な事務を行ってまいります。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名 フードバレー推進課
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成30年10月22日 ～ 平成30年11月14日

指 摘 事 項	①都市部での八代市魅力発信及び販路拡大事業業務等の委託事務について、委託内容の詳細が不明瞭なものや業務完了の確認が不十分なものがあった。 委託業務は、仕様書及び契約書において、契約内容を明確にし、業務完了報告書等により、契約内容が確実に履行されているか十分に確認を行う必要がある。 今後は、仕様書等により委託内容の明確化に努め、業務完了報告書等により、確実に事業が履行されているか十分に確認を行っていただきたい。
改 善 内 容	都市部での八代市魅力発信及び販路拡大事業業務等の委託事務について、業務内容が明確になるよう仕様書の見直しを行いました。また、事業の履行確認については、業務完了届提出時に、納品件数・納品品目などの実績資料の添付を求め、それらの資料により実績を確認するなど、改善を行いました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名 環 境 課
監査対象年度 平成30年度
監査実施期間 令和1年 6月 6日 ～ 令和1年 7月 5日

指摘事項	狂犬病予防集合注射において、獣医師会の収入である注射代を八代市が代行して徴収し、獣医師会へ入金するまでの間、現金を保管していた。 本来、市は民間の収納業務を受託することや、市の所有に属しない現金を保管することはできないこととなっている。 集合注射の実施については、適切な取り扱いとなるよう関係機関と協議し、対策を検討していただきたい。
改善内容	指摘のあった件については、集合注射における注射業務を業務委託とすることにより、飼い主が負担する注射代金は市の歳入となり、当該指摘が解消できることから、熊本県獣医師会各支部と協議を順次進め、協議が整った箇所から順に業務委託とすることとしました。 まず、坂本町、千丁町、鏡町、東陽町、泉町の集合注射について、令和2年度から熊本県獣医師会八代郡支部と令和2年4月1日付で委託契約を締結いたしました。 調整が取れず、いまだ委託契約に至っていない旧八代市（獣医師会八代市支部）においては、集合注射の際に徴収した注射代金を、集合注射会場から直接金融機関に持ち込んで獣医師会八代支部口座へ振込むようにし、市に現金を持ち帰って保管しないよう改善を行いました。 今後も引き続き、現金の取り扱いが適切な業務形態となるよう関係機関と協議を進めてまいります。

令和3年1月27日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 環境センター管理課

監査対象年度 平成30年度

監査実施期間 令和元年6月6日 ～ 令和元年7月5日

指摘事項	③ 有料指定袋販売手数料及び販売代金収納業務委託料について、平成26年4月からの消費税転嫁が適正に行われていなかったため、平成30年度において、差額を各債権者に支払ってあるが、債権者から請求がなかったものについては、支払いが行われていなかった。 本来、市が支払うべきものであるため、債権者に連絡し、速やかに支払いを行うようにしていただきたい。 また、支払いに漏れが生じないよう、台帳や一覧表を作成し、通知状況などを記録し、適正に管理をしていただきたい。
改善内容	令和元年度に78件の未払いの債権者のうち受取辞退など22件を除く56件の債権者に対して、通算3回目の通知（令和2年1月31日付、過去2回の通知は、平成30年8月31日付及び10月16日付）を行いました。 その結果、56件のうち連絡等があった23件の債権者に対して、9件は受取辞退等であったため、14件の債権者に差額の支払いを行いました。 残り33件の未払いの債権者の請求に対しては、今後も対応していく予定です。 また、ご指摘のあった台帳及び一覧表につきましては、別冊で作成し、通知状況などを記録するよう改善しました。今後は、台帳記録に基づき適正に管理を行います。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 市民活動政策課
監査対象年度 平成30年度
監査実施期間 令和元年9月18日 ～ 令和元年10月9日

指摘事項	市民活動政策課が所管する出張所やコミュニティセンターに多くの占有物件があるが、使用許可が行われていないものがあった。 占有物件の現在の状況を把握し、八代市行政財産使用料条例に基づき、適正な行政財産許可事務を行っていただきたい。
改善内容	令和元年度に出張所及びコミュニティセンターの占有物件を洗い出し、行政財産使用許可がなされていなかった防災倉庫等について、物件所有者と協議し行政財産使用許可（別添リスト）を行い改善した。 また、占有物件の調査時に使用許可の期限切れもみられたことから、再発防止策として、占有物件をデータベース化し使用期限ごとにリスト化できるよう改善を図った。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名 建設政策課 泉建設地域事務所

監査対象年度 平成30年度

監査実施期間 令和 元年 9月18日 ～ 令和 元年10月 9日

指摘事項	泉建設地域事務所が行っている電柱等の道路占用料の歳入事務について、次のような不適切な事務処理が行われ、平成29、30年度において、実際の収入未済はないものの、決算書上、収入未済が発生し、誤った決算が行われていた。 ・調定が二重計上されていた ・積算誤りによる還付の際、調定の減額を行っていなかった 道路占用料等の歳入事務については、定期的に調定、収納状況を確認するとともに、出納整理期間においては、調定額、収入額、収入未済額、還付未済額等の確認を十分に行っていただきたい。
改善内容	歳入事務について、定期的な調定や収入状況の確認が行われていなかったため、誤った決算を行っていました。 根拠書類に基づいた調定となっているか、還付の際には調定を減額する必要があるのかなど、担当者のみならず建設地域事務所長においても十分に確認し、定期的な調定、収納状況を確認し、出納整理期間には、調定額、収入額、収入未済額、還付未済額等の確認を行い誤った決算とならないよう改善しました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 建設部 土木課
監査対象年度 平成30年度
監査実施期間 令和元年10月16日 ～ 令和元年11月18日

指摘事項	①道路占用料等の歳入事務において、調定の計上時期及び納入通知が遅れ、収入未済となっているものがあった。 このことについては、定期監査及び決算審査において再三にわたり、同様の指摘を行っていたが、十分な改善がみられなかった。 道路占用料等の調定手続き及び歳入金の収納管理については、八代市道路占用料に関する条例、八代市会計規則等に基づき、調定の計上及び納入通知を適正な時期に行うとともに、収入状況の確認を定期的に行い、収入未済の解消に努めていただきたい。 歳入事務については、担当職員だけでなく、管理監督者においても状況を把握し、適正な事務が行われるよう指導監督を行っていただきたい。
改善内容	道路占用料等の調定手続きについて、令和2年度においては、更新の一括調定分（道路占用料、法定外公共物占用料、港湾占用料、港湾使用料）を4月1日付けで調定を計上し、早期に納入通知を行うよう改善しました。 収入未済になっていたものについては、過年度分をリストアップし、電話による連絡、または可能なところは訪問し、長期滞納者の解消を図り、過年度分の占用料等の滞納を全て解消しました。 収入状況の確認については、2か月ごとに収入整理簿を課長まで回覧し、担当職員だけでなく、管理監督者においても状況を把握し、収入未済の解消を行いました。（令和2年度において、過年度分の道路占用料・法定外公共物占用料・港湾占用料・港湾使用料の滞納はありません。） 今後は、道路占用料等の調定手続き及び歳入金の収納管理について、八代市道路占用料に関する条例、八代市会計規則等に基づき、関係事業所との確認作業の時期等を再検討し、適切な時期に調定の計上及び納入通知を行うよう努めてまいります。また、収入状況の確認も定期的に行い、収入未済の解消に努めてまいります。 歳入事務については、担当職員だけでなく、管理監督者も状況を把握し、適正な事務を行ってまいります。

指摘事項	②道路占用料について、収入状況を確認せずに、納付書の再交付を行ったため、二重納付となっていたものがあった。 また、決算時においても収入状況の確認がされておらず、二重納付であったにもかかわらず還付が行われていなかった。 納付書の再交付は、収入状況を十分に確認した上で行っていただきたい。 調定額や収入済額等は収入状況を定期的に確認し、過納や誤納が発生した際は、速やかに還付を行い適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	二重納付になっていた道路占用料については、令和2年1月30日に還付を行いました。 今後は、決算時においても収入状況の確認を行い、納付書再発行の際は収入状況を十分に確認したうえで行います。また、調定額や収入済額等は収入状況を定期的に確認し、過納や誤納が発生した際は、速やかに還付を行い適正な事務を行ってまいります。

指摘事項	③道路占用の許可において、占用料を徴収すべき案件について占用料が免除されているものがあった。 この占用料については、速やかに変更許可及び納入通知を行っていただきたい。 今後は、道路占用料の免除について、条例等に基づき、適正に行っていただきたい。
改善内容	指摘があった免除の案件について、当初は免除の理由が不明であったが、指摘後に再調査をしたところ、市道占用更新時に当該占用物件について、相手方からの申し出があり、道路法施行規則別表第2 及び 八代市道路占用料に関する条例 八代市道路占用規則に照らし合わせ、当該物件が占用料を徴収しない占用物件 <u>電気事業者が設ける道路横断電線</u>に該当すると判断したため免除としていたことが判明しました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 都市整備課

監査対象年度 平成30年度

監査実施期間 令和元年10月16日 ～ 令和元年11月18日

指摘事項	球磨川駅地区土地区画整理事業清算金の滞納分については、調定が計上されておらず、滞納者に対し請求が行われていなかった。 また、催告等がされておらず、滞納対策が不十分であった。 この清算金は土地区画整理法第110条第5項の規定に基づき、滞納処分ができることとなっている。 今後は、文書・電話・戸別訪問など十分な滞納対策を講じ、必要に応じて納税課債権対策室と協議を行うなど、八代市債権管理条例等に基づき、適正な債権管理を行っていただきたい。
改善内容	ご指摘がありました球磨川駅地区土地区画整理事業清算金の滞納分については、調定を計上し、滞納者に対して電話催告や戸別訪問を行い、納付計画書を取得し現在分割納付中となりました。 また、滞納対策として債権管理の相談・確認を行いました。

指摘事項	八代都市計画事業大村橋周辺土地区画整理事業については、事業が完了しているにもかかわらず、関係条例等が廃止されていなかった。 関係条例等の廃止について協議し、手続きを行っていただきたい。
改善内容	ご指摘がありました八代都市計画事業大村橋周辺土地区画整理事業の関係条例等については、廃止する条例等を令和２年２月に法令審議会へ提出し、令和２年３月議会の議決を経て廃止する手続きを行いました。

八代市監査委員 様

八代市教育委員会

教育長 北岡 博

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 教育政策課
監査対象年度 平成30年度
監査実施期間 令和元年11月19日 ～ 令和元年12月19日

指
摘
事
項

①給食関係施設における修繕の見積業者が、執行予定額にかかわらず、すべて参考見積業者とその外の1者となっていた。

見積業者を選定する際には、安易に参考見積業者とその外1者を選定するのではなく、「見積業者の選定について」（令和元年8月1日付け八市契第616号）に基づき、複数業者を選定していただきたい。

また、緊急性のない修繕においては、適正な積算を行った上で、執行予定額を決定し、より多くの見積業者を選定し、競争性、公正性を確保するようにしていただきたい。

②遠距離通学費補助金について、補助対象区域に該当しない区域在住の生徒に対し、補助金の支給が行われていた。

遠距離通学費補助金については、関係規則等に補助対象区域が規定されている。関係規則等に基づいた適正な補助金の支給を行うようにしていただきたい。

③平成31年4月から令和元年10月までの時間外勤務について、退庁記録及び時間外勤務申請の状況を確認したところ、次のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・時間外勤務が行われているにもかかわらず、申請されていないもの
- ・月に45時間を超えて時間外勤務を行っているもの

必要な時間外勤務を行った場合には、適正に申請を行い、時間外勤務手当の支給手続きを行っていただきたい。また、教育政策課は恒常的に多くの時間外勤務が発生しているため、過重労働とならないように対策を検討していただきたい。

時間外の管理については、法令及び「時間外勤務の適正な運用に関する行動指針」により、適正な時間外勤務の取組を行うとともに、所属長においては、「所属長の時間外勤務命令確認10箇条」等により状況の把握及び適正な管理を行っていただきたい。

改善内容	①指摘のあった業者の選定については、「見積業者の選定について」（令和元年８月１日付け八市契第６１６号）に基づき、複数業者を選定するように改めました。また、執行予定額については、積算を行った上で決定するように改めました。 ②指摘のあった区域への補助金支給については、平成２４年度に教育長・部長・次長と協議の上、当該区域の補助を決定し、支給を行っているものの、当時の協議資料しか残っておらず、決裁文書が見つからなかったことから、改めて決裁を取りました。今後、同様の事案が発生しないように、適切な文書管理を行うとともに、今後、八代市全体を対象とした通学補助の検討を行い、補助金交付規則の制定に取り組んでいきます。 ③指摘のあった時間外申請のもれについては、毎月末に、退庁記録データ（休日分は、千丁支所地域振興課から退庁記録簿を借用して電子データ化）と時間外申請データを突合し、申請もれのあった職員へ申請を行うように指導し、申請確認を行っています。 また、学校管理係で時間外勤務が多く発生している件については、令和元年度末から会計年度任用職員を任用し、令和２年度からは、学校管理係の業務の一部（教育費調査・寄附・会計年度任用職員試験等）を教育政策係へ移管する等、学校管理係の業務ボリュームの軽減を図っています。
------	---

八代市監査委員 様

八代市教育委員会教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 学校教育課

監査対象年度 平成30年度

監査実施期間 令和元年11月19日 ～ 令和元年12月19日

指摘事項	平成31年4月から令和元年10月までの時間外勤務について、指導主事以外の職員の退庁記録及び時間外勤務申請の状況を確認したところ、次のような不適切な取り扱いが見られた。 ・時間外勤務が行われているにもかかわらず、申請されていないもの ・月に45時間を超えて時間外勤務を行っているもの 必要な時間外勤務を行った場合には、適正に申請を行い、時間外勤務手当の支給手続きを行っていただきたい。 時間外の管理については、法令及び「時間外勤務の適正な運用に関する行動指針」により、適正な時間外勤務の取組を行うとともに、所属長においては、「所属長の時間外勤務命令確認10箇条」等により状況の把握及び適正な管理を行っていただきたい。
改善内容	1. 「時間外勤務が行われているにもかかわらず、申請されていないもの」につきましては、現在は管理監督職が時間外勤務を行った職員の実績を毎回確認し、正しくシステムに入力されているかチェックを行っているため、申請漏れは無くなりました。 2. 「月に45時間を超えて時間外勤務を行っているもの」につきましては、職員の職務の実態を把握し、業務の適正な配分に努めました。繁忙期である3月・4月に加え、新型コロナウイルス感染症対策や7月豪雨の影響により、通常業務に加えそれらに関する新たな業務や追加業務に対応したため、本年度も月45時間を超えての時間外勤務となった月が多々ありましたが、通常業務だけでの時間外勤務の実績で換算すると、月45時間内で収まった月の割合が増加しました。 今後も引き続き、職員の時間外勤務の状況を的確に把握し、必要な時間外勤務を行った場合には、適正に申請を行わせるとともに、時間外勤務に対する所属長を含めた職員の意識啓発をはじめ、計画的・効率的な業務遂行に取り組んでいきます。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名 坂本支所地域振興課
監査対象年度 令和 元 年度
監査実施期間 令和 2 年 4 月 15 日 ～ 令和 2 年 5 月 19 日

指摘事項	坂本支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。 ・ 3 万円を超える支出について、2 者以上の見積徴取が行われていないもの ・ 5 0 万円を超える契約について、契約書の作成が行われていないもの ・ 正当な相手方からの領収書等が徴取されていないもの ・ 職員による長期の立替払が行われているもの 準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。
改善内容	・ 指摘のあった「3 万円を超える支出について、2 者以上の見積徴取が行われていないもの」については、2 者以上の見積徴取を行うよう改めます。 ・ 指摘のあった「5 0 万円を超える契約について、契約書の作成が行われていないもの」については、今後、八代市契約規則に基づいて適正な事務に努めます。 ・ 指摘のあった「正当な相手方からの領収書等が徴取されていないもの」については、正当な相手方から領収書等を徴取しました。今後も正当な相手方から領収書等を徴取します。 ・ 指摘のあった「職員による長期の立替払が行われているもの」については、職員による立替払を行わず、各種団体の会計事務の手引きに基づき、適切に取扱います。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名 千丁支所地域振興課
監査対象年度 令和 元年度
監査実施期間 令和 2年 4月15日 ～ 令和 2年 5月19日

指摘事項	千丁支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。 ・ 3万円を超える支出について、2者以上の見積徴取が行われていないもの ・ 支出の根拠となる受領書に相手方の受領日が記載されていないもの ・ 職員による長期の立替払が行われているもの ・ 立替払者にいつ現金を渡したのか確認ができないもの 準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。
改善内容	各種団体の会計事務につきましては、令和2年3月に千丁支所地域振興課各種団体会計事務の手引きを制定し、手引きに則り適正な会計事務を行っています。 ・ 3万円を超える支出については、2者以上の見積徴取を行います。 ・ 支出の証拠となる受領書には相手方の受領日を記載しています。 ・ 職員による長期の立替払は行わないよう、速やか（概ね1週間以内）に立替払者に支払うようにしています。 ・ 立替払者へ現金を渡した場合は、伝票の備考欄に日付と受取者の記名・押印を行うよう改善しています。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 鏡支所地域振興課監査対象年度 令和元年度監査実施期間 令和 2 年 4 月 1 5 日 ～ 令和 2 年 5 月 1 9 日

指摘事項	鏡支所空調機器冷温水ポンプ取替修繕について、本来であれば入札を行うべき案件であったが、分割して随意契約が行われていた。また、見積業者についても、いずれも同じ3者を選定していた。 特別の理由がなく、契約を分けることは適正でなく、また、見積業者の選定についても、固定化しないようにする必要がある。 八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、透明性、公正性のある適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった修繕等の随意契約事務については、執行の際、特別な理由がある場合を除き、分割せず契約の処理を行うようにし、また見積業者の選定についても固定化しないよう今後は、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な契約事務を行うようにいたします。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 泉支所地域振興課
監査対象年度 令和 元年度
監査実施期間 令和 2 年 4 月 15 日 ～ 令和 2 年 5 月 19 日

指摘事項	① 樺木園地（とのした側）除草作業委託については、個人への委託を行っているが、令和元年10月分の委託料が消費税増税前の金額に据え置かれていた。 合理的な理由なく消費税率引き上げ分を上乗せせず、同額に据え置くことは消費税転嫁対策特別措置法の趣旨に反するものである。 「消費税転嫁の適切な取扱いについて」（平成30年8月31日付け八市人財第565号）の通達等に基づき、今後の契約においては、差額消費税分の上乗せを行うなど適正な事務を行っていただきたい。 ② 泉支所地域振興課で行っている「五木・五家荘県立自然公園連絡協議会」の会計事務において、旅費の戻入額が誤っているものがあつた。 関係書類を精査した上で適正な事務処理を行っていただきたい。 ③ 泉支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあつた。 ・ 収入何と異なった額が収入されているもの ・ 領収書等の根拠書類が適正に保管されていないもの ・ 収入、支出を相殺し、差額のみを収入として出納簿に記載しているもの ・ 職員による長期の立替払が行われているもの ・ 立替払者にいつ現金を渡したのか確認ができないもの ・ 支出に対する戻入を収入として出納簿に記載しているもの ・ 職員が会計事務を行うことについて、規約等で規定されていないもの ・ 業務委託を行っているものについて、契約書等の作成が行われていないもの 泉支所地域振興課では、多くの準公金を取り扱われていることから、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。
------	---

改善内容	① 指摘のあった樅木園地（とのした側）除草作業委託については、「消費税転嫁の適切な取扱いについて」の通達等に基づき、令和２年度契約分より差額消費税分の上乗せを行い契約しております。 ② 指摘のあった「五木・五家荘県立自然公園連絡協議会」の会計事務においての旅費の戻入額の誤りについては、関係書類を精査し差額の清算を行いました。 今後は、チェック体制の強化に努め、適正な事務処理を行います。 ③ 泉支所地域振興課で行っている準公金である各種団体の会計事務において、共通指摘事項にて記述されていることに留意し、また本課にて作成している準公金取扱いマニュアルに則り、複数による確認を徹底するよう改めました。 指摘のあった「職員が会計事務を行うこと」については、多くの団体の会計事務を取扱っている状況を再検討し、真に職員が会計事務を行う必要がある場合については、規約等で定めることとします。
------	--

八 市 議 第 8 9 9 号
令 和 3 年 1 月 5 日

八代市監査委員 様

八 代 市 議 会 議 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名 議会事務局
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和2年4月15日 ～ 令和2年5月19日

指摘事項	八代市議会委員会記録作成業務委託について、平成31年3月分の委員会記録の反訳が令和元年度分として平成31年3月28日に履行されていた。 令和元年度の契約履行期間は、平成31年4月1日からとなっており、契約の履行開始前に履行させることはできない。 契約書に基づき適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった八代市議会委員会記録作成業務については、契約書に基づき、契約履行期間である当該年度4月1日以降に業務履行するよう改善しました。 今後は、契約履行期間以降の業務履行を徹底するよう取り組みます。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名 下水道建設課

監査対象年度 令和元年度

監査実施期間 令和 2 年 6 月 1 2 日 ～ 令和 2 年 8 月 2 4 日

指摘事項	水処理センターにおいて、屋外に保管していた売払い対象の金属くずの盗難が発生していた。金属くずは有価物であり、下水道事業会計の収入となるものである。 有価物の盗難防止対策のマニュアルを作成し、適正な保管・管理を行っていただきたい。
改善内容	指摘のありました金属くずの盗難防止対策につきましては、工事で発生した金属くずの運搬、保管方法、売払いについてのマニュアルを作成しました。 今後はそのマニュアルに沿って適正な保管・管理に努めることといたします。

八代市監査委員 様

八代市水道事業 八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 水道局監査対象年度 令和元年度監査実施期間 令和 2年 6月12日 ～ 令和 2年 8月 24日

指摘事項	水道メータの検定有効期間の満了に伴いメータ取替を行った際、メータ口径を誤ってシステムに登録したことにより、6年以上の間、誤った額で水道料金の請求を行っていた。 これは人為的なミスであり、使用者に不利益が及ばないようにしなければならない。今後は、システム登録時のチェック体制の見直し及び委託業者への指導を行うなど再発防止策を講じていただきたい。
改善内容	これまでは、システム入力職員のみ確認であったため、チェック体制が不十分でありましたが、窓口業務委託後は入力者以外によるダブルチェック行うなどチェック体制を見直しました。また、メータ取替後のシステム入力時において、メータ口径など取替前の情報から変更がない項目については、来年度のシステム更新の際に初期設定から表示できるよう改修を行います。